

令和4年8月議会定例会提出議案の概要

議案番号	件名	主な内容
6	専決処分について 専決第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の 育児休業等に関する条例の一部改正に ついて	育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項について関連する条項の改正を行ったもの
7	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児 休業等に関する条例の一部改正について	育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、常勤・非常勤職員の育児休業の取得回数制限の緩和等に係る事項について関連する条項の改正を行うもの
8	令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算認定について	【歳入決算額】 1,041,431,605 円 【歳出決算額】 975,666,041 円 【歳入歳出差引額】 65,765,564 円
9	令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について	【歳入決算額】 278,969,652,769 円 【歳出決算額】 271,869,083,165 円 【歳入歳出差引額】 7,100,569,604 円
10	令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）について	医療財政調整基金への積立金及び令和3 年度各種負担金等の精算に係る経費を補 正するもの 【補正前】 267,004,317 千円 【補正額】 7,147,851 千円 【補正後】 274,152,168 千円

議案第 6 号関係

専決処分について

専決第 2 号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部
改正について

議案第 6 号関係資料

議案第 6 号 専決処分について

専決第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項について関連する条項の改正を行ったもの

2 条例改正の概要

- (1) 非常勤職員の育児休業・介護休暇の取得要件の緩和
非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件のうち「引き続き在職した期間が 1 年以上である」との要件を廃止
- (2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の任命権者への義務付け
 - ・ 本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
 - ・ 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
 - ・ 育児休業の取得状況の報告

3 専決処分とした理由

令和 4 年 2 月定例会後に発出された育児休業等の一部改正通知に伴い、令和 4 年 4 月 1 日施行に対応すべく、所要の措置を講ずる必要が生じたため、議会を招集する時間的余裕がなかったため

以上の理由により、令和 4 年 3 月 23 日付けで専決処分を行ったもの

議案第6号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成19年3月1日 条例第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (削除)</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u> <u>に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) (略)</u> イ・ウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短</u></p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成19年3月1日 条例第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在籍した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) (略)</u> イ・ウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。</u></p>

時間勤務職員等」という。)を除く。)

(削除)

(削除)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(新設)

(新設)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 7 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正
について

議案第 7 号関係資料

議案第 7 号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、常勤・非常勤職員の育児休業の取得回数制限の緩和等に係る事項について関連する条項の改正を行うもの

2 条例改正の概要

- ・常勤職員及び非常勤職員の育児休業取得が原則 2 回まで取得可能
- ・常勤職員は、上記に加えて、子の出生から 5 7 日以内にする育児休業を 2 回まで取得可能
- ・非常勤職員は、子の出生から 5 7 日以内にする育児休業の取得の要件の緩和及び 2 回まで取得可能
- ・非常勤職員の子が 1 歳以降の育児休業について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得が可能

3 施行日

令和 4 年 1 0 月 1 日

議案第7号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成19年3月1日 条例第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）<u>（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業を</u></p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成19年3月1日 条例第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）<u>（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u> <u>（新設）</u></p>

しようとするもの

(4) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(削除)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、広域連合長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌

(新設)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき
当該子の1歳6か月到達日

(新設)

日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、広域連合長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(削除)

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ (略)

(新設)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日の翌日(当該子の1歳6か月に到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにおいて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(新設)

(1)・(2) (略)

(新設)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)
 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
 (1)～(4) (略)
(削除)

(5)・(6) (略)
 (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)
 第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)
 第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
 (1)～(5) (略)
 (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)
 (7) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)
 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
 (1)～(4) (略)
(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)
(6)・(7) (略)
(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(新設)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)
 第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
 (1)～(5) (略)
 (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)
 (7) (略)

附 則
 (施行期日)
 第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第8条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 8 号関係

令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 8 号関係資料

議案第 8 号 令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算認定について

【決算概要】

(単位：円、%)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減額	増減率
歳入決算額	1,041,431,605	1,079,297,912	△37,866,307	△3.5
歳出決算額	975,666,041	1,019,567,897	△43,901,856	△4.3
歳入歳出差引額	65,765,564	59,730,015	6,035,549	10.1

【歳入歳出差引額】 65,765,564 円

令和 4 年度に繰り越して共通経費負担金の減額や国庫補助金等の返還などにより精算します。

【主な歳入】(決算書 10 頁から 11 頁)

- 分担金及び負担金 981,241,427 円
後期高齢者医療制度の運営に要する事務的経費に対する共通経費負担金
- 国庫支出金 293,000 円
「意見を聞く場」の設置等に対する特別調整交付金
- 諸収入 167,163 円
現金利子ほか

【主な歳出】(決算書 12 頁から 15 頁)

- 総務費 974,588,064 円
 - ・ 特別会計事務費繰出金 892,318,591 円
 - ・ 派遣職員人件費等負担金 61,270,559 円
 ほか

議案第 9 号関係

令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定について

議案第 9 号関係資料

議案第 9 号 令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

【決算概要】

(単位：円、%)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減額	増減率
歳入決算額	278,969,652,769	274,056,430,871	4,913,221,898	1.8
歳出決算額	271,869,083,165	262,601,565,566	9,267,517,599	3.5
歳入歳出差引額	7,100,569,604	11,454,865,305	△4,354,295,701	△38.0

【歳入歳出差引額】 7,100,569,604 円

令和 4 年度に繰り越して市町村・国・県負担金等の返還により精算します。

【主な歳入】 (決算書 22 頁から 29 頁)

- 市町村支出金 (保険料等分・療養給付分) 46,687,138,599 円
- 国庫支出金 91,624,253,427 円
- 県支出金 22,611,389,705 円
- 支払基金交付金 105,234,097,000 円
- 繰入金 892,318,591 円
 - ・ 一般会計繰入金 (特別会計事務費分) 892,318,591 円
 - ・ 基金繰入金 (医療財政調整基金繰入金) 0 円
- 繰越金 11,454,865,305 円

【主な歳出】 (決算書 30 頁から 41 頁)

- 総務費 3,732,427,887 円

○業務一般管理事務費 96,748,524 円 ・派遣職員人件費等負担金 96,510,392 円 ほか
○医療給付経費 594,347,312 円 ・被保険者証等作成封入封緘業務委託料 23,870,000 円 ・レセプト 2 次点検業務委託料 67,869,260 円 ・審査支払電算処理業務委託料 205,773,360 円 ほか
○保険料賦課経費 1,115,520 円 ・被扶養者情報提供料 1,115,520 円

○電算システム経費 348,904,073 円 <ul style="list-style-type: none"> ・稼動維持支援等業務委託料 86,826,960 円 ・電算システム賃借料 186,212,910 円 ほか
○医療財政調整基金経費 2,680,171,764 円 <ul style="list-style-type: none"> ・医療財政調整基金積立金 2,680,007,754 円 ・医療財政調整基金積立金（利子分） 164,010 円
○医療費適正化推進事業経費 11,140,694 円 <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品差額通知郵送料 5,213,612 円 ・ジェネリック医薬品差額通知業務委託料 4,073,740 円 ほか

○ 保険給付費

(単位：円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
療養給付費	240,901,962,757	239,443,143,204	1,458,819,553	0.6
その他療養諸費	6,249,297,548	6,260,038,427	△10,740,879	△0.2
審査支払手数料	567,420,920	566,367,010	1,053,910	0.2
高額療養諸費	9,476,379,128	9,174,366,911	302,012,217	3.3
葬祭費	1,204,550,000	1,106,450,000	98,100,000	8.9
合 計	258,399,610,353	256,550,365,552	1,849,244,801	0.7

○ 県財政安定化基金拠出金 99,950,670 円

○ 保健事業費 725,101,306 円

- ・ 健康診査業務委託料 503,501,204 円

(単位：人、%)

令和3年度				
被保険者数 A	除外対象者数 B	計画人数 C	受診者数 D	受診率 (D/(A-B))
371,165	34,079	94,768	79,848	23.7

※被保険者数は当該年度の4月1日における被保険者数です。

※受診者数は過年度受診者の請求遅れ分も含みます。

- ・ 歯科健診業務委託料 22,238,807 円
 - ・ 低栄養・重症化予防等業務委託料 13,741,276 円
 - ・ 一体的実施委託料 132,685,206 円
 - ・ 後期高齢者医療特別対策補助金 51,446,599 円
- ほか

議案第 8、9 号関係資料

【財産の状況】 R4. 3. 31 現在 （決算書 43 頁）

○ 物品

・ サーバー等機器 1 式

マイナンバー導入を契機に、セキュリティ対策強化のために平成 29 年度に取得した「二要素認証システム」に係るサーバー等機器です。

○ 基金

・ 後期高齢者医療財政調整基金 5,241,837,800 円

これまでの後期高齢者医療特別会計の実質的な剰余金を基金に積み立ててきたものです。

議案第 10 号関係

令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号) について

議案第10号関係資料

議案第10号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

【補正額】 7,147,851千円 追加

【補正理由】 医療財政調整基金への積立金及び令和3年度各種負担金等の精算に係る経費を補正するもの

【歳入】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
市町村支出金	47,700,298	28,431	47,728,729	療養給付費負担金 過年度分 (令和3年度実績精算分) 28,431
国庫支出金	89,632,909	9,426	89,642,335	高額医療費負担金 過年度分 (令和3年度実績精算分) 9,426
県支出金	22,269,222	9,426	22,278,648	高額医療費負担金 過年度分 (令和3年度実績精算分) 9,426
繰越金	1	7,100,568	7,100,569	前年度繰越金 7,100,568
補正されなかった款 にかかる額	107,401,887		107,401,887	
歳入合計	267,004,317	7,147,851	274,152,168	

【歳出】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	1,235,525	1,206,127	2,441,652	医療財政調整基金経費 1,206,127 ・医療財政調整基金積立金 1,206,127
諸支出金	30,302	5,941,724	5,972,026	償還金（令和3年度実績精算分） 市町村負担金返還金 293,926 国庫負担金返還金 2,536,231 ・療養給付費負担金 2,536,231 県負担金返還金 845,411 ・療養給付費負担金 845,411 国庫補助金返還金 81,317 ・特別調整交付金 81,117 ・災害等臨時特例補助金 200 支払基金交付金返還金 2,184,839
補正されなかった款 にかかる額	265,738,490		265,738,490	
歳出合計	267,004,317	7,147,851	274,152,168	